

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県ライフル射撃場		
所在地	北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山2番17		
所管部局・課	地域創生部スポーツ局スポーツ振興課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	企画調整係	内線	3275

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法第12条 ・群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例
--

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的</p> <p style="padding-left: 20px;">ライフル射撃競技を通じて、県民の健全な心身の発達及び射撃愛好者の銃器の正しい取扱技術の習得並びに射撃技術の向上を図る。</p> <p>(2) 設置当初の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">あかぎ国体の会場として整備した県内唯一の公営のライフル射撃場である。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状</p> <p style="padding-left: 20px;">県内唯一の公営のライフル射撃場であり、銃器の適正な管理といった面で使用技術の講習が重要性を増しており、施設の存在意義も高まっている。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	昭和56年4月
敷地面積(所有者)	11,732㎡(榛東村)
主な施設(床面積、階数等)	射撃場(733.70㎡、2階)、トイレ(12.88㎡、平屋)
建設費	149,900 千円
備考	

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	
別紙		<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間: 午前9時～午後5時 ・休館日: 12月29日～1月3日

4 施設における実施事業

ライフル射撃場の管理運営

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	令和5年度(当初予算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
歳 入(①)	367	398	322	357	444
使用料	367	398	322	357	442
雑入					2
歳 出(②)	3,502	17,923	4,107	3,502	3,535
指定管理料	2,850	2,850	2,850	2,850	2,278
修繕費			605		391
使用料及び賃料	652	652	652	652	652
工事請負費		14,421			214
歳入・歳出の差額(①-②)	-3,135	-17,525	-3,785	-3,145	-3,091
歳入・歳出の主な増減理由	令和3年度は、照明器具の工事と建物基礎部及び階段部の工事を行ったため、支出が増加している。令和4年度に関しては、バツフル杉板の交換を行ったため、支出が増加した。				

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和5年度(当初計画額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
収 入(①)	2,850	2,932	3,196	2,946	2,286
指定管理費	2,850	2,850	2,850	2,850	2,278
雑入(光熱費支援金等)		82	346	96	8
支 出(②)	2,850	2,932	3,196	2,946	2,286
人件費	944	1,116	1,232	1,024	929
委託料	1,088	915	1,089	1,089	552
光熱水費	367	440	333	294	348
租税公課費	32	35	39	22	24
その他	419	426	503	517	433
収支(①-②)	0	0	0	0	0
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由					

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
常勤職員					
非常勤職員	5	5	5	5	6
合 計	5	5	5	5	6

7 施設利用の状況

区 分	令和5年度※6月末	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
年間利用者総数(人)	176	843	951	750	1,123
有料利用者数(人)	176	843	951	750	1,123
無料利用者数(人)					
目標利用者数(人)※2	900	900	900	900	900
施設稼働率(%)※3					
稼働率対象施設(設備)					
利用者の主な増減理由	令和元年度と比較しコロナの影響で大会の開催ができない等運営に制限がかかったため、利用者数が減少した。				

※1 見込数又は途中実績を記入

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフル射撃の競技の拠点施設として、選手強化や銃器の正しい取扱技術の習得・普及啓発の面で必要性の高い施設である。 ・大規模大会が実施できる規模の県内唯一の施設であり、大会開催等に不可欠である。 ・県民の多様なスポーツニーズに応える観点からも重要である。
業務等の見直し	<p>ライフル射撃の競技特性に合った拠点施設として、選手強化の他、銃器の正しい取扱技術の習得や普及啓発を図るため、現在においても最小限の経費で運営されているが、さらに効率的な運営方法や利用者の拡大に係る事業展開について検討する必要がある。</p>

○群馬県ライフル射撃場の施設使用料

一 占用使用料

区分	九時から 十二時まで	十二時から 十七時まで	九時から 十七時まで
使用料	七、七九〇円	一二、九〇〇円	一九、四〇〇円

二 個人使用料

区分	使用料（一人につき）	
	基本料金	超過料金
一般	三八〇円	一二〇円
大学、高等専門学校、高等学校、中学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒	二〇〇円	七〇円

注 基本料金とは二時間までの使用料をいい、超過料金とは二時間を超えるときにその超える時間一時間までごとの使用料をいう。